

大和市告示第49号

大和市振り込め詐欺防止対策のための電話機等購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市振り込め詐欺防止対策のための電話機等購入費補助金交付要綱の一部を改正する
要綱

大和市振り込め詐欺防止対策のための電話機等購入費補助金交付要綱（平成30年大和市告示第198号）の一部を次のように改正する。

第3条中「機器（」の次に「平成30年10月1日以降に購入したものに限る。」を加える。

第5条中「電話機等を購入した日から6月以内に」を削る。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。